

個人番号（マイナンバー）通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて

平成 27 年 11 月 10 日

個人番号（マイナンバー）制度の開始に伴い、平成 27 年 10 月より郵送が開始されている通知カードにつきましては、個人番号の本人への通知および個人番号の確認のためだけに発行されるものであることから、申請書添付書類の「申請者本人確認書類」としては取扱いません。

なお、平成 28 年 1 月以降交付される個人番号カードは、本人確認書類として取扱います。

また、住民票を添付書類として提出する際は個人番号の記載がないものを御提出ください（表面に個人番号が記載されている場合は、個人番号部分が分からないようにマスキングして御提出ください。）。